

平成 29 年 3 月 13 日
投資等ワーキング・グループ
座長 原 英史

・第 10 回投資等 WG での議論においては、別紙「財務省への質問事項」に基づき、特に下記の点等について議論したい。

- (1) 「総論」について、原則と方向は合意いただけるか？
- (2) 紙の義務付けが残っているもの（保険料控除証明など）は、電子化を検討いただきたい。
- (3) 従業員から企業に提出を求めている申告、証明書類など（扶養控除申告、保険料控除証明、住宅ローン控除証明など）につき、事務負担感が強いことを踏まえ、書類の不要化、企業ないしワンストップ窓口への一括送付への変更などを含め、全体プロセスの最適化に資する改善策を検討いただきたい。
検討にあたっての論点、留意点などあればお示しいただきたい。

財務省への質問事項

1. 総論

・これからの所得税・社会保険関連手続は下記を原則として一体的かつ抜本的に再設計されるべきと考えるが、いかがか。

- (1) デジタルファーストを原則とし、紙を介さずデジタルのみで従業員や事業者による申請が完結できるようにするべきである。
- (2) ワンストップを原則とし、類似した申告事項について複数の税・社会保険関連機関に対し個別に申請することを不要とすべきである。
- (3) ワンズオンリーを原則とし、類似した申告を制度によって異なる時期に行うことを不要とすべきである。
- (4) 自前主義を脱却し、API 連携により多様な民間サービスを活用すべきである。
- (5) BPR (Business Process Re-engineering) を実施し、税・社会保険関連の電子手続を事業者および関係機関の業務フローと連動させ、事業者・従業員及び課税当局等関係機関の負担を全体として最適化すべきである。

2. 各施策

・上記の原則を実現するために、例えば下記の施策が考えられるが、いかがか。

(1) 年末調整に関わる手続の抜本的な検討を、国際比較の観点も踏まえて行う。具体的には以下の施策について検討する。

① 年末調整手続にかかる負担を削減するための施策

例) ・事業者による控除関連証明書や申告書の回収・チェックの不要化
(控除額の確認方法については事業者任せ等)

・申告内容に変更がない場合の申請の省略 (扶養状況に変動がない)

場合の扶養控除申告書の省略、賃金から保険料が天引きされている場合の保険料控除申告書等)

- ・従業員を経由せずに、保険会社等控除関連証明書の発行企業から事業者が保険料額等を電子的に取得する仕組みの導入

② 確定申告にかかる負担を削減するための施策

例)・個人が電子申請を利用する場合に障害となる条件(電子証明書等)の緩和

- ・保険会社等控除関連証明書の発行企業が国税庁に対し保険料額等を直接電子的に提出する仕組みの導入
- ・現在の電子申請システム(e-tax等)の個人向けサービスの拡充(納税状況等の確認機能、プッシュ型サービス等)

(2) 紙前提の手続をデジタル前提の手続に変更した場合に想定される課題の解決策について検討する。具体的には、以下の施策について検討する。

- ・電子申請利用者の負担となる電子証明書について、付与を不要とする
- ・保険料等の控除に要する証明書類の紙による提出を不要とする

(3) バックヤード連携により、国と地方自治体・社会保険関連機関の間において、氏名・住所の変更などがリアルタイムに共有されるようにする。

(4) 電子化による改善効果について、利用率・削減工数などに関する具体的な数値目標を設定する。

(5) APIの開放・改善を進め、全ての申告手続が事業者の労務管理システムと一体となって完結できるようにする。

以上